≪埋蔵文化財の取扱いの流れ≫

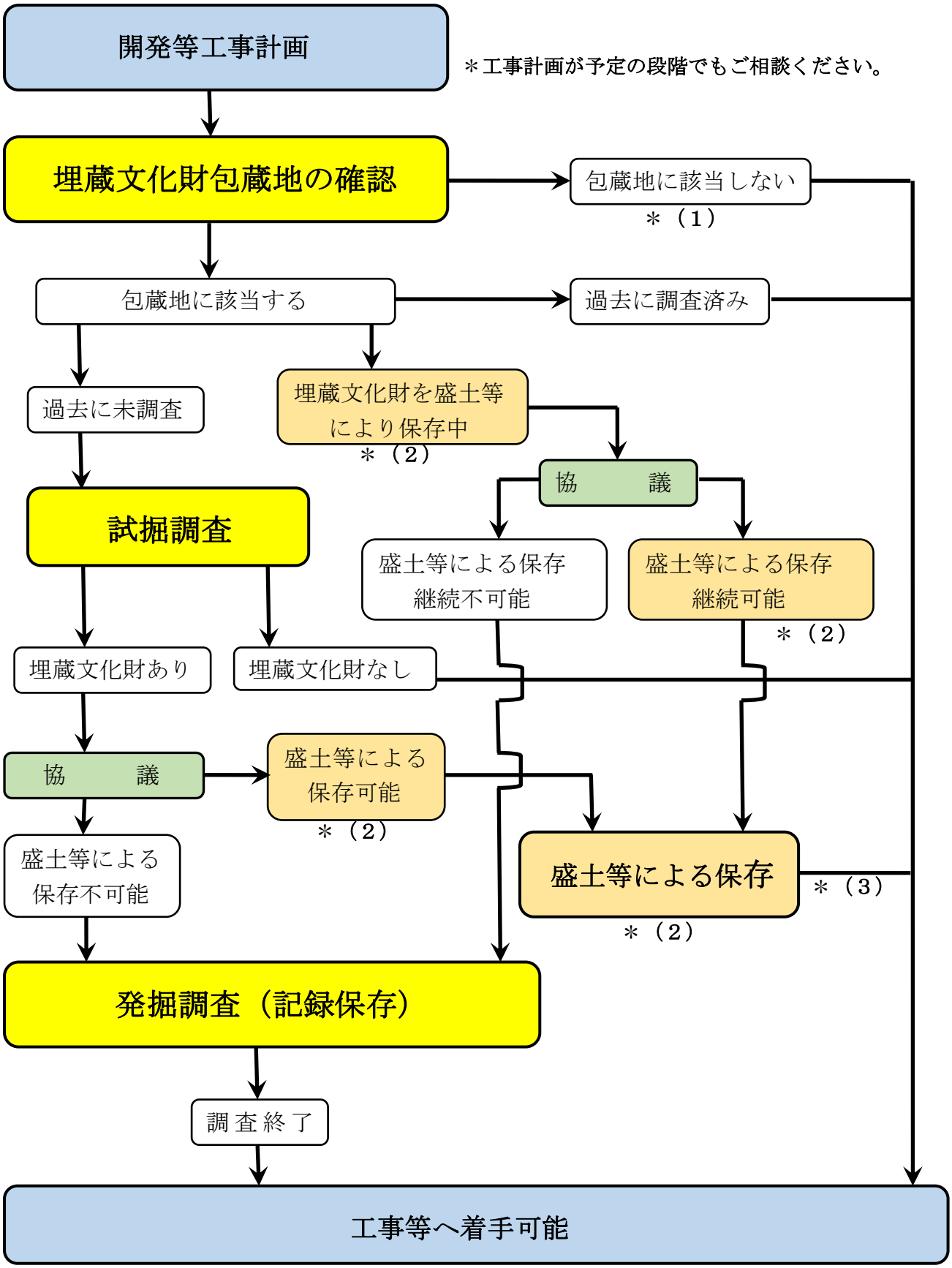

（1）埋蔵文化財包蔵地に隣接する土地や埋蔵文化財分布調査が実施できていない山林など、現状では埋蔵文化財包蔵地に該当していない土地でも現地踏査を実施し、試掘調査をお願いする場合があります。

（2）検出した埋蔵文化財の上に３０㎝以上の保護層を確保できる場合、発掘調査を行わず盛土等による保存の措置をとることができます。但し、土の入替えや地盤改良等は対象になりません。

（3）工事時に立会いを実施します。